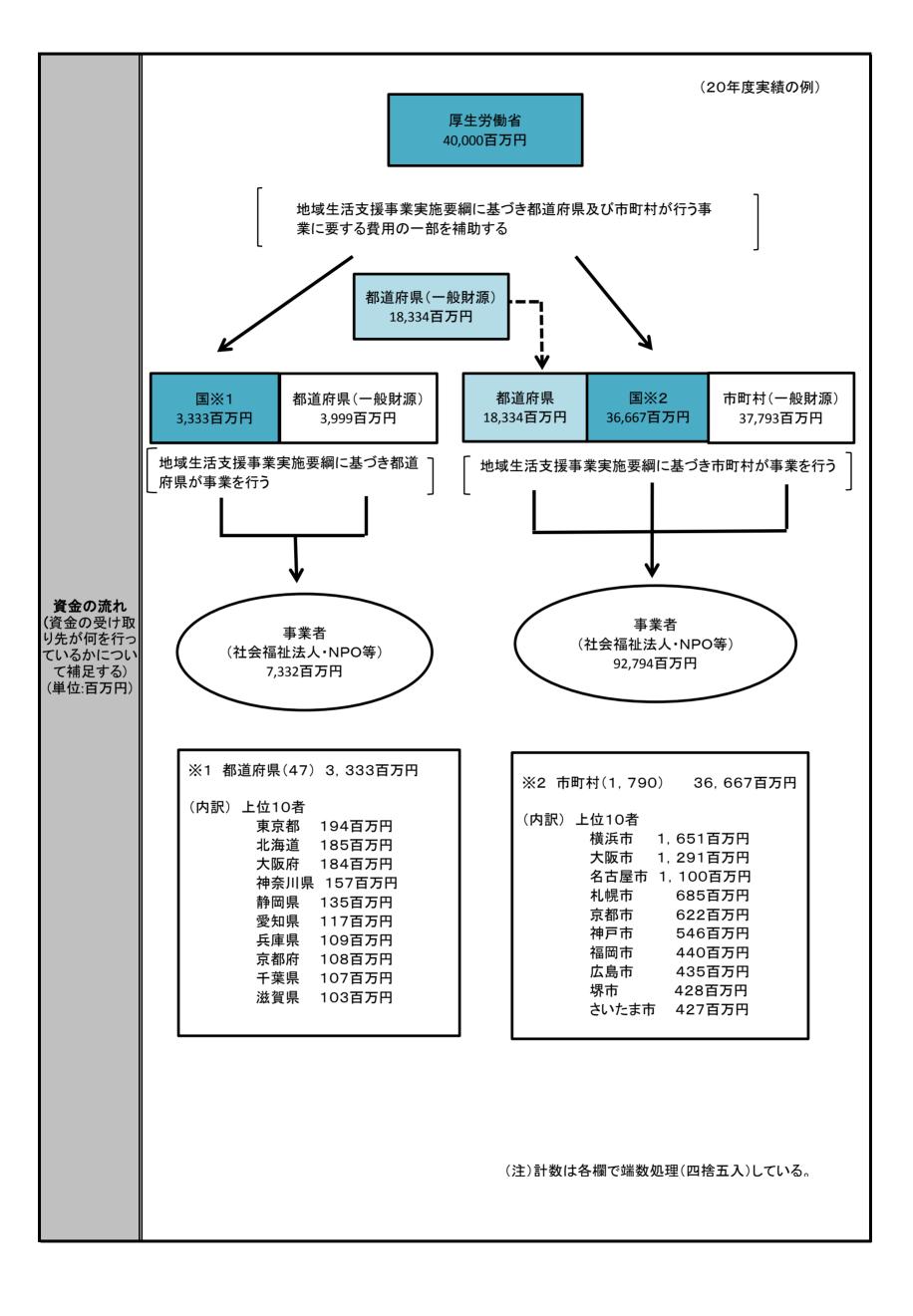
_						事業番号	486		
			行政	事業レビュ-	ーシート	(厚生	労働省)		
予算事業名		地域生活支援事業		事業開始 年度	平成	平成18年度			
担当部局庁		社会・援護局障害保健福祉部		担当課室	企画課自2	企画課自立支援振興室			
会計区分		一般会計		上位政策	障害	障害者の自立支援等に必要な経費			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		障害者自立支援法第95条第2項第2号		<b>画、</b> 通和寺		「地域生活支援事業の実施について」等			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に実施することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図る。							
<b>事業概要</b> (5行程度以 内。別添可)		〇「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者自立支援法の定める補助率上限(事業費の1/2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。(事業一覧は別紙1参照。) 〇実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。							
実	施状況	〇平成21年度において 〇「地域生活支援事業9					円を支出した。		
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求		
		予算額(補正後)	40,000	40,000	44,000	44,000	44,000		
	<b>算の状況</b> 立:百万円)	執行額	40,000	40,000	44,000				
		執行率	100%	100%	100%				
		総事業費(執行ベース)	92,731	100,126	104,928				
自己点検	<b>点</b> ┃ ┃						で事業費を捻出でき		
チームの所見 予算監視・効率化	障害者の地域生活の支援は重要であり、必要性が認められるので、引き続き効率的な執行に努めること。								



A. E. 金 額 金 額 使 途 費目 使 途 費目 (百万円) (百万円) 統合補助金として交付しているため、内訳はない 計 0 計 0 B. F. 金 額 (百万円) 金額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) 費目•使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ 計 0 計 0 れている者に れている自に ついて記載す る。使途と費目 の双方で実情 が分かるように 記載) C. G. 金額 金額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 0 0 計 計 D. Н. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 計 計 0 0

## 市町村地域生活支援事業の事業内容

事業名		事業内容				
相談支援事業		障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や援助等を行う。				
コミュニケーション支援事業		聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意志疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。				
日常生活用具給付等事業		重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸 与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。				
移動支援事業		社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。				
地域活動支援センター機能強化事業		地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との 交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化す る。(職員加配等)				
	福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難 な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に 必要な便宜を供与する。				
	盲人ホーム事業	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与する。				
	訪問入浴サービス事業	看護師、介護職員等により、訪問により居宅において入浴サービスを提供 する。				
	身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者で、 日常生活等を地域の中で、自主的に営むのに支障がある重度身体障害者 に対し、身辺介助、家事援助、夜間緊急対応、生活相談といったサービス 等の提供を行う。				
	重度障害者在宅就労促進特別事 業 (バーチャル工房支援事業)	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者で、情報機器を用いた在宅での就労を希望する者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労の促進を図る。				
その他の 事業	更生訓練費·施設入所者就職支 度金給付事業	就労移行支援事業等を利用している者等に実習及び訓練を要する費用と して必要と認めた額や就労移行支援事業等を利用し就職等により自立す る者に対し就職支度金を支給する。				
	知的障害者職親委託制度	知的障害者を事業経営者が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練 等を行う。				
	生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活 の質的向上を図る。				
	日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族 の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保す る。				
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に 対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推 進を図る。				
	社会参加促進事業	社会参加を促進することを目的とし、スポーツ・芸術文化活動等を行う。				
特別支援事業		必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる 事業の充実を図る。				

## 都道府県地域生活支援事業の事業内容

	事業名	事業内容			
専門性の高い相談支援事業		特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等を行う。			
広域的な支援事業		市町村域を越えて広域的な支援を行う。			
サービス・相談支援者、指導者育成事業		障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、 サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導 を行う者を育成する。			
	福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活 することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その 他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与する。			
	盲人ホーム事業	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術 指導等の便宜を供与する。			
	重度障害者在宅就労促進特別事業	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者で、情報 報機器を用いた在宅での就労を希望する者に対して、情報 機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓 練等の支援を行うことにより、障害者の就労の促進を図る。			
その他の事業	重度障害者に係る市町村特別支援事業	訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行う。			
ての他の事業	生活訓練等事業	日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図る。			
	情報支援等事業	障害のため日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図る。			
	障害者IT総合推進事業	障害者ITサポートセンターを拠点とし、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、障害者等の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図る。			
	社会参加促進事業	社会参加を促進することを目的とし、スポーツ・芸術活動等の事業を行う。			
特別支援事業		必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格 差が見られる事業の充実を図る。			

## 地域生活支援事業(必須事業)の実績

(単位:百万円)

		平成19年度	平成20年度	増減		
事業名			事業費	事業費	金額	伸び率
	<必須事業>		65,558	69,485	3,927	106.0%
	相談支援 事業(注)	市町村相談支援機能強化事業	3,006	3,451	445	114.8%
		住宅入居等支援事業	147	184	37	125.2%
		成年後見制度利用支援事業	20	28	8	140.0%
市		相談支援事業小計	3,173	3,663	490	115.4%
町 村 事	コミュニケーション支援事業		3,095	3,207	112	103.6%
業	日常生活用具給付等事業		20,249	21,446	1,197	105.9%
	移動支援事業		28,545	31,405	2,860	110.0%
	地域活動支援センター機能強化事業(注)		10,496	9,764	<b>▲</b> 732	93.0%
	<その他メニュー事業>		19,788	23,309	3,521	117.8%
		市町村事業合計	85,346	92,794	7,448	108.7%
	<必須事業>		3,384	3,223	▲ 161	95.2%
		発達障害者支援センター運営事業	1,313	1,398	85	106.5%
	専門性の 高い相談支 援事業	障害者就業・生活支援センター事業	673	1,013	340	150.5%
1		高次脳機能障害支援普及事業	178	222	44	124.7%
都   道   府		専門性の高い相談支援事業小計	2,164	2,632	468	121.6%
都道府県事業	広域的な支 援事業	都道府県相談支援体制整備事業	673	591	▲ 82	87.8%
		精神障害者退院促進支援事業	548		_	_
		広域的な支援事業小計	1,220	591	<b>▲</b> 629	48.4%
	くその他メニュー事業>		4,001	4,109	108	102.7%
		都道府県事業合計	7,385	7,332	<b>▲</b> 53	99.3%

(注1)計数は各欄で百万円未満を端数処理(四捨五入)しており、合計等とは端数において合致しないものがある。 (注2)相談支援事業及び地域活動支援センターの基礎的事業は自治体財源により実施されており、実績は把握しいない。

- ※平成21年度については集計中である。
- ※精神障害者退院促進事業については平成20年度からは精神障害者地域移行支援特別対策事業として実施
- ※地域活動支援センター機能強化事業について、平成20年度において一部の自治体で基礎的事業を機能強化 事業として整理していたものを修正したこと等による減である。